地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この条及び次条において「指定都市」という。）の長	法第五条第一項若しくは第十六条第一項の許可、法第五条第二項、第十七条の二第一項、第二十条の四、第二十一条、第二十四条の四第二項の規定による届出又は法第三十八条第一項の規定による許可の取消し	当該指定都市の区域を管轄する都道府県公安委員会
	液化石油ガス又は液化天然ガスに係る法第五条第一項若しくは第十六条第一項の許可、法第五条第二項、第十七条の二第一項、第二十条の四、第二十一条、第二十四条の四第二項若しくは第二十四条の二第一項若しくは第二十四条の四第二項の規定による届出又は法第三十八条第一項の規定による許可の取消し	当該許可、届出又は許可の取消しに係る者の事業所、貯蔵所又は販売所の所在地を管轄する消防長及び当該事業所、貯蔵所又は販売所が海域に係るものである場合には、その所在地を管轄する管区海上保安本部長
第七条第一項各号に規定する高圧ガスに係る法第二十四条の二第一項又は第二十四条の四第二項の規定による届出	当該届出に係る者の事業所の所在地を管轄する消防長	

第十八条の見出し中「都道府県」の下に「又は指定都市」を加え、同条第二項を次のように改める。

2　法に規定する経済産業大臣の権限に属する事務のうち、次の各号に掲げるものは、当該各号に定める者が行うこととする。

一　乙種化学責任者免状、丙種化学責任者免状、乙種機械責任者免状、第二種冷凍機械責任者免状及び第三種冷凍機械責任者免状の交付並びにこれらの製造保安責任者免状に関する法第三十条及び第三十一条第二項に規定する事務　都道府県知事

二　内容積五百リットル以下の容器に関する法第四十一条第二項に規定する事務　次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める者

イ　ロに掲げる場合以外の場合　当該容器を製造する容器製造業者の事業所の所在地を管轄する都道府県知事

ロ　当該容器を製造する容器製造業者の事業所の所在地が指定都市の区域内にある場合　当該指定都市の長

三　内容積五百リットル以下の容器に関する法第四十四条第一項（同項の指定に係る部分を除く。）、第四十五条第一項及び第二項、第四十八条第五項、第五十四条第一項及び第二項並びに第五十六条第一項及び第二項に規定する事務（鉄道車両に固定する容器に係るものを除く。）　次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める者

イ　ロに掲げる場合以外の場合　当該容器の所在地を管轄する都道府県知事

ロ　当該容器の所在地が指定都市の区域内にある場合　当該指定都市の長

四　容器再検査に関する法第四十九条第一項、第三項及び第四項に規定する事務（鉄道車両に固定する容器に係るものを除く。）　次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める者

イ　ロに掲げる場合以外の場合　当該容器再検査に係る容器の所在地を管轄する都道府県知事

ロ　当該容器の所在地が指定都市の区域内にある場合　当該指定都市の長

五　容器検査所の登録に関する法第四十九条第一項に規定する事務　次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める者

イ　ロに掲げる場合以外の場合　当該容器検査所の所在地を管轄する都道府県知事

ロ　当該容器検査所の所在地が指定都市の区域内にある場合　当該指定都市の長

六　内容積五百リットル以下の容器に装置する附属品に関する法第四十九条の二第一項、第四十九条の三第一項並びに法第五十六条第四項において準用する同条第一項及び第二項に規定する事務（鉄道車両に固定する容器に装置する附属品に係るものを除く。）　次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める者

イ　ロに掲げる場合以外の場合　当該附属品の所在地を管轄する都道府県知事

ロ　当該附属品の所在地が指定都市の区域内にある場合　当該指定都市の長

七　附属品再検査に関する法第四十九条の四第一項及び第三項に規定する事務（鉄道車両に固定する容器の附属品に係るものを除く。）　次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める者

イ　ロに掲げる場合以外の場合　当該附属品再検査に係る附属品の所在地を管轄する都道府県知事

ロ　当該附属品の所在地が指定都市の区域内にある場合　当該指定都市の長

八　法第五十条第三項及び第四項、第五十二条第二項及び第四項、第五十三条並びに第五十六条の二に規定する事務　次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める者

イ　ロに掲げる場合以外の場合　当該事務に係る容器検査所の所在地を管轄する都道府県知事

ロ　当該事務に係る容器検査所の所在地が指定都市の区域内にある場合　当該指定都市の長

第十八条第四項中「都道府県知事」の下に「又は指定都市の長」を加える。

第十九条第一項第四号中「装置されている」を「装置する」に改める。

本則に次の一条を加える。

（都道府県知事が処理することが適当な事務）

第二十二条　法第七十九条の三の政令で定める事務は、同条に規定する都道府県知事が処理することとされている事務のうち、次の各号に掲げる事業所、設備又は施設に係るものとする。

一　高圧ガスを取り扱う事業所の集積の程度、高圧ガスの処理量その他の高圧ガスの取扱いの状況を考慮して経済産業大臣が定める区域に所在する事業所

二　液化石油ガス法第二条第四項に規定する供給設備のうち、同条第五項に規定する消費設備に接続しているもの（第五号において単に「供給設備」という。）

三　液化石油ガス法第二条第五項に規定する消費設備

四　液化石油ガス法第三条第二項第三号に規定する貯蔵施設

五　液化石油ガス法第三十七条の四第一項に規定する充てん設備のうち、供給設備に接続しているもの又は同項に規定する経済産業省令で定める所在地にあるもの

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、第二条第三項及び第四条の表の改正規定並びに次条及び附則第四条の規定は、平成二十九年七月二十五日から施行する。

（高圧ガスの製造等に係る届出等に関する経過措置）

第二条　前条ただし書に規定する改正規定の施行の際現に高圧ガス保安法（以下この条において「法」という。）第五条第一項又は第十四条第一項の許可を受けている者（冷凍のため二酸化炭素を圧縮し、又は液化して高圧ガスの製造をする設備であって、その一日の冷凍能力が二十トン以上五十トン未満のものを使用するものに限る。）は、当該改正規定の施行の時において、それぞれ法第五条第二項第二号又は第十四条第四項の規定による届出をしたものとみなす。

2　前条ただし書に規定する改正規定の施行の際現に法第五条第一項又は第十四条第一項の規定による許可の申請（前項に規定する設備に係るものに限る。）をしている者は、当該改正規定の施行の時において、それぞれ法第五条第二項第二号又は第十四条第四項の規定による届出をしたものとみなす。

3　前条ただし書に規定する改正規定の施行の際現に法第五条第一項の許可（第一項に規定する設備に係るものに限る。次項において同じ。）を受けている者が当該許可を受けたところに従って高圧ガスを貯蔵している貯蔵所であって法第十六条第一項の第一種貯蔵所に該当するものは、当該改正規定の施行の時において、同項の許可を受けたものとみなす。

4　前条ただし書に規定する改正規定の施行の際現に法第五条第一項の許可を受けている者が当該許可を受けたところに従って高圧ガスを貯蔵している貯蔵所であって法第十七条の二第一項の第二種貯蔵所に該当するものは、当該改正規定の施行の時において、同項の規定による届出がされたものとみなす。